

平成30年6月19日（火）

（午後1時00分 再開）

○議長（岡 弘悟君）休憩前に引き続き会議を開きます。

日程に従い、一般質問を行います。

順番9、13番 樽井君。

〔13番（樽井豪男君）登壇〕

○13番（樽井豪男君）たくさんの女性がお見えになって非常に緊張しております。

ただ今より、それから、議長のお許しを得ましたので、2項目にわたって一般質問を行います。

まず、一つ目は、中心市街地土地区画事業についてでございます。

これは平成28年3月に、中心市街地土地区画整理事業について質問をいたしました。第一地区土地区画整理事業の工事が完了した今、休止区域を含め今後の対応について伺います。

一つ目、換地処分期間について。区画整合法では、工事が完了すれば速やかに換地処分を行わなければならないとなっているが、清算金を含め職員の対応とスケジュールは。

②都市計画道路橋本駅前線、これは駅前から24号線に来る県道でございますが、都市計画法上、区画整理の区域除外はできていないが、市の方針で事業を行わないと休止区域の住民に説明を行っている。県道である都市計画道路橋本駅前線の整備について、市及び県はどのように考えているのか。

三つ目、再開発住宅維持管理について市の方針は。

四つ目、区画整理区域内休止区域の建物の制限はどんなものがありますか。

⑤先行買収した建物の管理状況は。

大項目の2、橋梁の点検と耐震の関係は。

きのう、大変大きな地震もありましたので、ちょうどこの質問をするときにそういった地震があったという関係で、再度お伺いいたします。

主要幹線都市計画道路三石台垂井線の橋谷大橋、細川橋についての考えはどうか。

以上、壇上で行いました。再質問については、させていただきます。

○議長（岡 弘悟君）13番 樽井君の質問項目1、中心市街地土地区画整理事業に対する答弁を求めます。

建設部長。

〔建設部長（奈良雅木君）登壇〕

○建設部長（奈良雅木君）中心市街地土地区画整理事業についてお答えします。

まず、一点目の換地処分期間についてですが、土地区画整理地区内の宅地造成工事は平成29年度で完了してはいますが、今年度、国直轄工事である国道24号整備工事にあわせて雨水横断管の布設替え工事を行う予定となっていることから、換地処分については平成33年度末をめどに、土地区画整理審議会・国・県と協議を行いながら、できるだけ早い段階で実施したいと考えています。また、清算金の徴収交付についても関係権利者に説明会等を実施し、進めてまいります。

次に、二点目の都市計画道路橋本駅前線について、についてお答えします。

駅前のまちづくり計画につきましては、平成29年2月に第一地区の休止区域について地元説明会を開催し、同年8月に区域縮小の事業認可変更を得ました。議員おただしの都市計画道路橋本駅前線の整備について平成29年度から地元関係者と協議を重ね、県及び関係者と地域活性化に向けた県道改修・改善につ

いて検討しているところです。

次に、三点目の再開発住宅維持管理についての市の方針についてお答えします。

平成30年4月の機構改革により再開発住宅の維持管理は市街地整備課から建築住宅課に業務が引き継がれています。しかし、土地区画整理事業の区域縮小に伴う住宅市街地総合整備事業計画の変更、用途廃止の事務手続きは、現在、まちづくり課で国・県と協議中であり、今後用途廃止が完了すれば併用住宅として有効活用できるよう、関係機関との協議や条例整備を進めていきます。

次に、四点目、区画整理区域内休止区域の建築制限についてお答えします。

都市計画法第53条の規定により、都市計画道路をはじめとする都市計画施設の区域または土地区画整理事業の施行区域内においては、建築物の建築の制限がかかり、許可が必要となります。

この法律の目的は将来の事業の円滑な施行を確保するために行うものであり、第二地区・第三地区及び休止区域の建築制限については、土地区画整理事業の認可区域から外れているので、建築制限の対象外という取り扱いを行っています。

しかし、これらにある都市計画道路の計画区域内に建築物を建築しようとするときには、都市計画法第53条の建築制限がかかることとなります。なお、土地区画整理法の第76条にも同様の目的で、建築制限に関する規定がありますが、先行地区以外の区域については事業計画決定がなされていないので、対象外となりますが、先行区域については土地区画整理法第76条の許可が必要となります。

次に、五点目の先行買収した建物の管理状況についてお答えします。

現在、休止地区に3棟あり、月に1回程度の清掃・点検等を行っております。いずれも

木造の住宅で一部の建物は長屋構造になっています。今後、隣接者と協議・調整を行い将来的には除却したいと考えています。

○議長（岡 弘悟君）13番 樽井君、再質問ありますか。

13番 樽井君。

○13番（樽井豪男君）それでは、①から⑤まで一つずつ再質問したいと思います。

この換地処分について、まず権利者がいつ縦覧をできて、いつ完了するんかということと、それとそれにかかる、恐らく清算金と言いまして、今建物が建っているような土地がちょっと広がった。その場合に清算金を支払わなあかんというのが出てきます。それが非常に困難ということが出てきますので、そういったときの職員の体制についてはどのように考えておるんか。非常にここが一番重要なところになりますので、そこらあたりの体制等もお聞かせください。

○議長（岡 弘悟君）建設部長。

○建設部長（奈良雅木君）それでは、まず時期についてお答えいたします。私どもといたしましては、少しでも早く縦覧したい気持ちがございます。ただしながら、同時に処理を全てできればよいのですが、順次手順を踏む必要がございます。まず、施工区域に確定させる事業計画の変更を行います。次に、工事による施工誤差があるために詳細測量を行いまして、各種権利者の土地の面積、公共用地の面積を確定させるため、最終の事業計画の変更を行います。つまり、今後2回の事業計画の変更が必要となります。それに合わせまして、換地処分に向けて清算金の土地の権利等を確定するための換地計画書というものを、これについては並行作業で作成することができます。事業計画の変更、換地計画書の作成が完了しますと、平成33年度当初頃に縦覧し、県の認可後、各権利者に換地処分通知を発送

した上で、平成33年度末に換地処分のお知らせを行う予定です。換地処分公告後、法務局で権利の登記、これがほしい1カ月から2カ月間行いまして、清算金の徴収交付事務に入ります。納付期限は金額にもよりますが、最長5年以内ということです。

続きまして、これに当たる職員の対応ということですが、多分、縦覧換地処分通知を行うと、権利者から説明をいろいろ求められると思います。そこで、縦覧換地処分通知を行う前に、権利者の方に十分な説明を行い理解を得られるよう、職員についても研修等によりスキルアップを図っていきたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（岡 弘悟君）13番 樽井君。

○13番（樽井豪男君）といいますのは、まだ33年度ということで公告ということになるんで、極端にいうたら事業は完了したけども、それまでに土地も建物も建て住んでおられるというのは、もう恐らく10年以上たつてる方もおります。そこで、あと3年ほどたつて、十四、五年たつた中で、お宅さんのところはこれぐらいの清算金をいただきたいですよというのが、非常に忘れとると違うかなと思うんです。やっぱりこれから換地処分の計画に向かって、先ほど言った職員の体制ということでどんどん地権者に、あんたそこはいくらというのにはできませんけども、やはりこういった換地処分は清算金も伴いますという説明を、やっぱり区画整理だよりじゃなしに地元に入ってでも、もっと細やかに説明して最後の換地処分をしたときのところで清算金をすぐに徴収できる体制というのは、同じような時間を置いてやっぱり住民の方に説明すべきじゃないかなと思うんですけども、そのあたりどうですか。

○議長（岡 弘悟君）建設部長。

○建設部長（奈良雅木君）そのことにつきま

しては、確かに仮換地処分が終わりまして、概ねほしいのことは皆さん頭の中にあるけども、清算金が発生したときに誤差が生じるためにいろんな説明が必要とっております。それで、住民さんのほうから質問があったことに対しては、もちろん丁寧にご説明させていただいているところではございますが、議員のおただしは、こちらから主導でもっと歩み寄って説明会等を開催せよということだと思いますので、それについては市も進めたいというふうに考えております。

○議長（岡 弘悟君）13番 樽井君。

○13番（樽井豪男君）そのあたりはよろしく願いいたします。また、3年たつたら、ひよつとしたら換地処分の職員がころころ変わったりとか、また課自身もどこかへ変わるとかというのひよつとしたらあり得るかもわかりませんので、そのあたりは十分引き継いでいただきたいとは思っています。前の市街地区画整理事業の課はのうなりましたので、今まちづくり課ということで、また今後どうなるかわかりませんが、そこらあたりは十分引き継いでください。

次、②のちょっとこれは結構聞きたいんですけども、地元の駅前活性化協議会で協議した改修改善というのは、一体どのようなもので地元とのお話をさせていただいたんですか。そのあたりをちょっと教えてください。

○議長（岡 弘悟君）建設部長。

○建設部長（奈良雅木君）確かに、地元の駅前活性化協議会とは駅前活性化のためにいろいろ今まで協議を重ねてまいりました。それで、今のところは水路の改修及び車道舗装、それと、歩道部のカラー舗装ということで、一応お話は済んでおるところでございます。

○議長（岡 弘悟君）13番 樽井君。

○13番（樽井豪男君）ただ、話が済んだらというだけで、あと今後、これは県道ですので、

やはり県にある程度事業をしてもらわなあかんということになってきます。多分、地元の方はこういった協議したやつが恐らくもう2年近くたつので、もう県も予算つけてすぐやってくれるというような、非常に思いが強く持っておると聞いております。まして、橋本市の県議会議員は3人もおりますので、いろんな策を練っていろいろやっていただくんですけども、県が間違いなくやってくれへん場合、市はお金を出す気がありますか。恐らくないでしょう。やはり県にしてもらおうというのは、もっと強く働きかけていかなだめじゃないかなと思うんですけども、そのあたり、久保理事、どうでございますか。

○議長（岡 弘悟君）理事。

○理事（久保 進君）樽井議員のご質問にお答えいたします。

橋本駅前線につきましては、都市計画決定、これが残したままになっております。都市計画決定どおりするのであれば、本来は市の事業ということになりますけれども、今、議員からご説明のありました水路、舗装の修繕、それからカラー舗装等につきましては道路の維持管理の範疇になるかというふうに考えます。そのため、基本的には道路の維持管理という意味で、県道ということで、県に本来やっていただく話になるのかなというふうに考えます。

県のほうでもそれをやるに当たっていろんな手法があるということで、今こちらのほうからもいろいろ申し入れを行って、県のほうでもいろいろ手法を検討していただいております。基本的には県でやっていただけるものというふうに私も思っておりますので、それにつきましては今後、決まった段階でまた地元へも話ししていくような形になるかというふうに思います。

以上です。

○議長（岡 弘悟君）13番 樽井君。

○13番（樽井豪男君）県にやってもらおうというのはいいんですけども、今の水路と舗装、そういったことで約、費用的にはいくらぐらいかかりますか。もし概算で結構ですけども、わかっておればお願いいたします。

○議長（岡 弘悟君）建設部長。

○建設部長（奈良雅木君）概算ではございますが、事業費で約3,000万円かかるというふうに試算しております。

○議長（岡 弘悟君）13番 樽井君。

○13番（樽井豪男君）先ほど久保理事からいろんな手法で県が考えてくれると言われたんですけども、その手法の中で、変に国費の対象とかになる場合とかあれば、またいろんなことが弊害になってくると思います。今、部長のほうから約3,000万円ということで、市では非常に大きなお金なんですけども、県はどうかというたら、そのぐらい余裕はあるのかなとは思うんですけどもね。できたらもう単費で、その3,000万円を1年で1,000万円ずつでも使ってもらって、両側に水路2本あって真ん中舗装、それやったら片側水路1本こしらえて、次は両方の水路、最後には舗装というね、もう3年かかってでもやっぱりやる意思を示していただかな、地元のそういった協議会としてもいつかかるんか、それやったらもう街路でがさっとやってよということにもまたなりかねないし、恐らくそういったことはもうできないと私は思っています。

それやったらちょっとでも県に、例え1,000万円といっても予算をつけていってくれるような交渉はありと思うんですけども、それでもやっぱり県会議員の3人に頼みして、全ていっぺんにするんじゃないし、そういった分割ですという方法もあるので、そこらあたりは、久保理事、そういうお考えはないですか。

○議長（岡 弘悟君）理事。

○理事（久保 進君）今のお話でございますけれども、当然県のほうも補助をとるためにはそれなりの理由とかいのが必要になってくると思います。そのために、県のほうも補助も合わせて現在考えてくれておりますので、3年かかってというの、県のほうも単独の修繕費というはなかなかそんなにたくさんございませんので、その辺は対応できるような形で今考えていただいておりますので、決まった段階で、また言わせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（岡 弘悟君）13番 樽井君。

○13番（樽井豪男君）3年かかってといいますが、私ども市道の一応そういった修繕とか改良でもね、市長もよく知っておるんですけども、やっぱり何年かかけてやる、例えば500万円ずつ、200万円ずつをかけてでもしていくというやり方をしていますので、以前、県道改修とかには市のほうから約1割のお金を持ち出さなあかんというのがありました。ここ10年ぐらいからはそれはのうなっただと思うんですけども、それだけ今まで市が裏負担を10%なり県に出しとる。やはりそれでも県は一生懸命してくれた。それやったら今度お返ししてよと、県道で自分のところの単費で返してくださいよと。やっぱり3年かかってでもいいと思いますのでね。やはりできるだけ、もう来年からでも、それこそ水路1本でもすれば、二百四、五十mあると思いますけども、やっぱり順次やっていってくれば、もう進んでいかなしゃあないんでね。そこらあたりで駅前の方も結構納得されるところがあると思うんですけども、再度、強い意思を持って要望していただきたいということで、久保さん、最後の道路に関して強い意思をお願いいたします。

○議長（岡 弘悟君）理事。

○理事（久保 進君）今までも県に対して話ししておりますけれども、今の議員のご発言も参考にさせていただいて、県に対してさらに強く働きかけていきたいというふうに考えます。

以上です。

○議長（岡 弘悟君）13番 樽井君。

○13番（樽井豪男君）続いて、3番目に移ります。

今、ちょうど紀の川のほとりに再開発住宅があるんですけども、これは目的を持ってこの住宅をつくったということで、区画整理をしないということで、当初に入っておられる方が恐らく10戸ほどだと思うんですけども、あと残った分はどうするんかというのをちょっとお聞きしたいんですけども、今のこの再開発住宅のまず間取りと、現在の空き戸数をちょっと教えてください。

○議長（岡 弘悟君）建設部長。

○建設部長（奈良雅木君）間取りと空き戸数という話ですが、間取りは2K、2DK、3DKの3種類でございます。それぞれの空き戸数は、平成30年6月1日現在で、2Kは14戸中13戸、2DKは15戸中11戸、3DKは40戸中28戸となり、合わせて69戸中52戸となります。

以上です。

○議長（岡 弘悟君）13番 樽井君。

○13番（樽井豪男君）これだけの戸数がいれば、早いこと募集してということにまずなると思うんですけども、その場合に家賃とかいろんな制約が出てくると思うんですけど、この場合に月額所得、いろんな一般公営でやった場合の所得に応じて家賃とあるんですけども、そういった家賃設定というのはだいたいいくらほどになるのか、今わかっとなる範囲で教えていただきたいと思います。

○議長（岡 弘悟君）建設部長。

○建設部長（奈良雅木君）現在のところは、兼用住宅としてどういう形式でいくかというのが決定していませんが、一般的な公営住宅と仮定した場合、家賃は月額所得がゼロ円として、2Kの場合、1万7,100円、2DKの場合2万600円、3DKの場合2万6,600円となります。

また、橋本市行政財産使用料条例により算定した場合は、算定条件等の精査が必要ではございますが、概算の家賃は、2Kの場合、約5万4,700円、2DKの場合は6万6,100円、3DKの場合は、8万5,100円となります。

○議長（岡 弘悟君）13番 樽井君。

○13番（樽井豪男君）細かな説明をありがとうございます。最初の所得がゼロ円というのは低所得者向けの公営住宅という解釈でいいですね。あとは、財産使用料条例、ちょっと聞きなれてないんですけども、これは今橋本市の住宅でこのやり方で貸しておるところはありますか。

○議長（岡 弘悟君）建設部長。

○建設部長（奈良雅木君）住宅につきましては、橋本市ではございません。

○議長（岡 弘悟君）13番 樽井君。

○13番（樽井豪男君）その場合、公営住宅の中で今低所得者と、もう一個、特優賃か何かの要件というのはあったと思うんですけども、その場合、特優賃の場合は約十五万何ぼから50万近くの月額所得というのが多分来ると思うんですけども、そのあたりの検証というはしておりますか。

○議長（岡 弘悟君）建設部長。

○建設部長（奈良雅木君）特優賃、いわゆる特定優良賃貸住宅の場合というおただしと思うんですけど、確かにおっしゃられたとおり15万8,000円から48万7,000円間の所得者に対する住宅を貸すということになるわけなん

ですけども、これについては現在建築住宅課のほうでいろいろ調査研究をさせていただいているところでございます。

○議長（岡 弘悟君）13番 樽井君。

○13番（樽井豪男君）よくわかっています。特優賃はやはり周辺の民間の相場とかいろいろ見ながらするというので、それは一概に出ないというのはよくわかっております。その中で、これだけの空き家があってもう区画整理はしないということで、やはり皆さん、あそこにええ住宅があるので、一刻も早く入りたいというのが多いと思います。これの募集めどというんですか、なるべく早い段階に努めたいということなんですけども、だいたい年度的にはどのぐらいでこの市営住宅の募集に向けて頑張りたいと思っているのか、そこらあたりのお考えはどうですか。

○議長（岡 弘悟君）建設部長。

○建設部長（奈良雅木君）まず、募集を行っていくためには用途廃止が決定された段階で、住宅の形式を確定し、そして、形式に合わせた形で条例等の改正を行い、あわせて募集に伴う空き家修繕費用の算定及び予算の確保、さらに修繕の実施を行う必要があります。用途廃止の決定がなされていないために、はっきり今いつということは言えませんが、なるべく早い段階で活用できるよう努力をしていきたいというふうに考えております。

○議長（岡 弘悟君）13番 樽井君。

○13番（樽井豪男君）なるべく早いということなんですけども、できるだけ早いといえば、31年度ぐらいで何とか募集していただきたい。というのは、これだけ50戸ほど残ってる中で、平均家賃3万円もらっても、年間にしたらものすごい額になります。せつかくあいとるやつを募集すれば、それだけ市の収入にもなるし、それと、もう一点、その収入と一緒に、そういった基金みたいな置いて修繕費に充て

るとか、やっぱりそういう手だてをせな、そのエレベーターとか、今度多分6階、7階ですので、今まで市営住宅にない物件ですのでね、いろんな費用はかかるとお思いますので、家賃の中でも基金を積み立てていくというのは、そういったお考えはないですか。副市長、どうですか。

○議長（岡 弘悟君）副市長。

○副市長（森川嘉久君）おっしゃるとおりでございますので、他の公営住宅についてもそういう意味で積み立てをしておる基金もつくっておりますので、同じような考え方で当然相当建築から経過もしてきておりますので、今後、大規模修繕等をしていかなければならない状況にあると思っておりますので、それはそういう方向でやっていきたいというふうに考えております。

○議長（岡 弘悟君）13番 樽井君。

○13番（樽井豪男君）本当に50戸ははたから見れば空き家だらけなんで、いつあそこ入るんよというのが非常にもったいない話なんで、幸い区画整理が進まない、やめるということが結論で出ましたので、やっぱり市長も早いこと入居を入れて、あこをたくさん入ってもらって、もし新婚をしてきてくれるのであれば非常にいいとか、やっぱりあの50戸の中でも私の個人的な考えやけども、いろんな種類をちょっと分けてほしいなど。その戸数を分けることは難しいか知りませんが、やっぱりその中でもエレベーターがついていきますので、そういった高齢者対策にもなるし、そういった低所得者に向かっての方針もあるし、それはもう市の方針ですのでそれはとやかく言いません。一刻も早く入居できるようなことで、もし募集するでも5戸しかでけへんよじゃなしに、全て50戸ば一んといけるようなことになれば非常に大目玉になっていいんじゃないかなとは思っています。

それでは、次の④に移ります。この区画整理区域内の休止区域の建築制限ということで、先ほどなかなか皆さんにはなじみのない53条とか76条とか出ておりますが、ちょっと簡単に53条はどんなもんよと、76はどんなもんよというのはちょっと説明お願いできますか。

○議長（岡 弘悟君）建設部長。

○建設部長（奈良雅木君）建築制限の内容につきましては、区画整理だよりで住民の皆さまには周知しておるところではございますが、その中身について簡単にご説明させていただきます。

まずは都市計画法の53条になりますけど、どんな建築制限があるか。これは2階建て以上の建物は建てられません。そして、地下室もつくれません。それが主な建築制限。

そして、76条、土地区画整理法の76条のほうは、移動が容易にできない、5t以下のものしか置いてはいけません。これが76条の主な制限でございます。

以上でございます。

○議長（岡 弘悟君）13番 樽井君。

○13番（樽井豪男君）平たく言うたらそうですけども、この53条で、道路敷地内に建てたいよというのはまず許可をとって、今言った制限の許可をとって建てることができるという認識でよろしいですね。

○建設部長（奈良雅木君）はい。

○13番（樽井豪男君）わかりました。やはり今、街路だけってなりましたので、これは橋本市の中で街路がたくさんあります。それと同じような基準になったということで、今まで区画整理の網はかぶっておるけども、街路だけの網だけですよという認識でおります。また、それは区画整理だよりで、多分そういう発信しておるのをよく見ております。

それでは、5番の先行買収の建物の管理状況はということで、先ほど長屋もあるという

ことで、その中の端っこでしたらいいんですけどね、市の物件が、真ん中の場合とかあった場合に、両側の方がどうしても改修したいとか、その真ん中が、市の物件が非常に危なくて倒壊するよというようなことにもなりかねませんので、一刻も早く除却するか、売るか、そこらあたりの答弁になっておりましたけども、できるだけ売れるものは売って、もし相手を買ってくれるんやったら一番いいんですけども、そのあたりの考えを再度お聞きいたします。

○議長（岡 弘悟君）建設部長。

○建設部長（奈良雅木君）その件につきましては、建物と一緒に売却できるということも視野に入れながら、できるだけ早い時期に建物と一緒に売れなかった場合は除却して、売却するというふうなことを考えております。

○議長（岡 弘悟君）13番 樽井君。

○13番（樽井豪男君）もう区画整理事業は去年で一応やらないということで、市長の大英断のもとも決着がついたということで、やっぱりそれに附随するもので道路とか、再開発住宅、やっぱりそれはもう速やかに早いこと進めていただきたい。それはもうやはり住民の方も待っておりますので、そこらあたりをよろしく願います。

それでは、大きな1番は終わります。

○議長（岡 弘悟君）次に、質問項目2、橋梁の点検と耐震に対する答弁を求めます。

建設部長。

〔建設部長（奈良雅木君）登壇〕

○建設部長（奈良雅木君）橋梁の点検と耐震の関係についてお答えします。

平成26年度道路法の改正により、橋梁等道路構造物の老朽化対策として5年ごとの近接目視による定期点検が義務づけられました。

それに伴い橋本市では、平成27年度から平成30年度の間において橋梁445橋、トンネル2

本、カルバート4基の点検を行っているところです。

この点検の結果により健全度を4段階で判定し、判定3のものは早急に修繕、判定4のものは直ちに対策を講じる必要が生じます。

平成29年度末時点において、橋梁445橋のうち273橋の点検が完了し、判定3の橋梁が22橋、判定4の橋梁が2橋となっています。判定3の22橋には三石台垂井線の橋谷大橋、細川橋も含まれており、平成29年度で2橋の対応が済み、残りの20橋についても優先順位をつけ数年以内に対応していきたいと考えています。

また、最終となる今年度、残り172橋を点検する予定であり、判定3及び判定4の橋梁は対応を行う必要が生じ、さらなる費用が必要となる可能性があります。

また、橋梁の耐震に関する対策は、国全体として平成17年度通達があった「緊急輸送道路の橋梁耐震3箇年プログラム」により、高速道路、新幹線の跨線橋を中心に事業が実施されています。

この事業の採択基準については、昭和55年以前の道路橋示方書により設計された橋梁で、かつ緊急輸送道路とされていますが、本市都市計画道路三石台垂井線は緊急輸送道路に指定されていないため、橋谷大橋、細川橋については、耐震診断、耐震補強を行っていないのが現状です。

○議長（岡 弘悟君）13番 樽井君、再質問ありますか。

13番 樽井君。

○13番（樽井豪男君）先ほど答弁の中で、今、国においても橋梁の緊急輸送ということで、まずそれしか耐震はしませんよというのは、昔からやったら大分方針も変わったような気がするんですけども、その中で今、長寿命化で行おうとしている橋谷大橋と細川橋ですか

ね、その費用的にはどのぐらいかかるんですか。恐らく結構な費用、恐らく防水処理とかあると思うんですけども、そのあたりどうですか。

○議長（岡 弘悟君）建設部長。

○建設部長（奈良雅木君）橋谷大橋で、議員おただしのおり橋面防水工事になります。これが概算で1億4,000万円、それで、細川橋のほうも橋面防水工事で、概算ではありますが6,000万円というふうに試算しております。

○議長（岡 弘悟君）13番 樽井君。

○13番（樽井豪男君）それは国費補助というのは3分の1か2分の1とか、多分、今、公管金になるんかどうかわかりませんが、そのあたりは国費はあるんですか。

○議長（岡 弘悟君）建設部長。

○建設部長（奈良雅木君）この工事に関しましては、国としても重点的に進めている施策でございます。重点配分事業という位置づけもなされております。そして、補助率の嵩上げも5%継続されておまして、55%の補助がございます。

以上です。

○議長（岡 弘悟君）13番 樽井君。

○13番（樽井豪男君）この中で今、判定3及び判定4ということで、もしこの橋梁が判定で4の場合は、すぐこういった対応をしていくという解釈でよろしいですか。というのは、お世話になった二つほど、河瀬のやつも判定4で橋梁をかけかえてくれるということで、その判定4が基準となれば、こういった橋谷大橋も判定4という結果になれば、すぐそういった工事をするという感じでよろしいですか。

○議長（岡 弘悟君）建設部長。

○建設部長（奈良雅木君）その考え方なんですよ。いうたら、例えば判定4が出たら、まず何かの措置を講じらなあかんということで、

まずは通行どめします。そこから必要性を考えまして、それで必要とあらば、例えば、生活道路ですぐにかけかえなければならないとか、例えば、代替ができるのであれば、そういうことも考えた上での処置を講ずるということになります。それで、なぜ長寿命化をしているかといえば、予防保全の考え方ですね、ちょっとでも早く発見して予算も平準化しながら対策をしていくという話の中で、例えば、3の橋がございますよね。基本的には5年以内に施工するのが望ましいことになっております。これはなぜかといいますと、5年に1回の点検が義務づけられている今、3が4になる可能性が、1が2、2が3になる可能性より極めて高い。そういうことで5年以内に、それら全てをどないか修繕できるような計画を立てて臨みたいというふうに考えているところでございます。

○議長（岡 弘悟君）13番 樽井君。

○13番（樽井豪男君）やっぱり財政のこともありますので、十分財政計画を立ててやはり対応してください。きのう、そういった地震はあったわけですけども、先ほど言った緊急輸送道路というのは、橋本市はどの道路を指して言われておるんですか。そこらあたりを再度、教えてください。

○議長（岡 弘悟君）危機管理監。

○危機管理監（吉本孝久君）市の指定緊急輸送道路につきましては、原田小峰台線と原田幹線の2箇所となっております。

○議長（岡 弘悟君）市内全域でその2箇所だけですか。よろしいですか。

13番 樽井君。

○13番（樽井豪男君）というのは、原田幹線と小峰台というのは、私の推測ですよ。まず、体育館に行く、それと市民病院、その観点の輸送路として多分考えておるとい認識でよろしいですか。

○議長（岡 弘悟君）危機管理監。
○危機管理監（吉本孝久君）議員おただしのとおりでございます。
○議長（岡 弘悟君）13番 樽井君。
○13番（樽井豪男君）やっぱりその中でも、きのうのテレビとかいろいろ見た中で、ライフラインが非常にずたずたになると、大阪地震が。今、橋本市もライフラインといえ、市で管理しておるのは下水と、上水ということで、ガスについては新興住宅が地下に埋設ということになっておるんですけども、やはりほとんどインフラ整備がある程度進んでおりますのでね、橋本市としても、ライフラインの、もしああいっただったときの対応というのは、市の防災計画の中で十分反映されておるかお聞きいたします。
○議長（岡 弘悟君）危機管理監。
○危機管理監（吉本孝久君）地域防災計画の中にそういうライフライン、応急対策の事項を定めております。それにのっとって適切に対応するように努めたいと思います。
○議長（岡 弘悟君）13番 樽井君。
○13番（樽井豪男君）非常に、きのうの6.3弱というので、数秒間の揺れであのぐらいのことが起こるといのは非常にびっくりしております。また、きょう朝、市長のほうから

各技術屋さんとか、教育委員会のほうにすぐブロック塀の点検を早いことせえということで、それを間近に聞いていまして、やっぱり危ないことは早いこと対応していったというのは非常にありがたいことで、今後そういった地震に向けての橋梁についても、非常に難しいと思うんですけども、いざ地震が起きたときに職員が見に行くというのは。到底いろんなものがあるって行きにくいとは思いますが、それは周りの方から「あそこちょっと危ない、ひび入っとるぞ」とか、やっぱり誰からか情報を得た中で、早いこと速やかに通行どめにするとかというのはしていただきたいと思います。

これで私の一般質問は終わります。

○議長（岡 弘悟君）建設部長。

○建設部長（奈良雅木君）申しわけないですが、先ほどの53条の関係で、制限のあらわし方、ちょっと私、間違えました。2階建て以下で、以上とさっき言ったように思いますので、以下で地階を有しないこととさせていただきます。おわびして訂正いたします。申しわけないです。

○議長（岡 弘悟君）ご了承願います。

13番 樽井君の一般質問は終わりました。